

# 平成31年度事業計画書

平成31年4月 1日から  
令和 2年3月31日まで

公益財団法人  
宮城県暴力団追放推進センター

## 第1 事業方針

公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター（以下「暴追センター」）は、宮城県内の地域及び職域において活発に暴力団排除活動に取り組んでいる多くの組織団体の中核として「暴力団のいない安全で住みよい宮城県」の実現を目指し、こうした組織団体をはじめ、県警察、仙台弁護士会民事介入暴力及び業務妨害対策委員会（以下「民暴委員会」）及び関係機関・団体と連携して、暴力団の根絶活動や暴力団からの被害防止のための広報啓発活動等の各種事業を積極的に推進してきた。

最近の暴力団は、暴力団対策法の逐次改正や暴力団排除条例の施行に加え、警察当局の強力な取締りとともに、官民一体の暴力団排除対策の推進によって、社会全体による暴力団排除気運の高まりにより、社会からの孤立化が進み、その勢力もますます減少している。

しかしながら、暴力団は警察からの取締りから逃れるため、偽装離脱による隠れ組員やグレーな者を勢力下におくなど、組織実態を隠蔽、不透明化させる一方、資金獲得活動も巧みに経済活動に入り込むなど、その手段も一層多様化、巧妙化している。さらに全国最大の暴力団組織六代目山口組と神戸山口組の分裂に加えて、神戸山口組から離脱した任侠山口組の三団体による緊迫した情勢にあって、本県でも系列組員による抗争事件が発生しており、暴力団の存在は依然として社会の脅威となっている。

このような情勢を踏まえて、平成31年度における暴追センターの事業は、暴力団の情勢に対応した実効ある活動の推進を目指し、

- 県警察、民暴委員会及び暴追センターとの三者連携による力強い暴力団対策の推進
  - 企業、行政機関、各種団体等に対する暴力団情勢等に関する情報の積極的な提供と支援
  - 相談者に対する迅速、適切な相談活動の実施
  - 企業や行政機関に対する不当要求による被害を防止するための責任者講習の充実
  - 暴力団排除気運を一層高めるための積極的な広報啓発活動の推進
  - 財政基盤の確立を図るため、新規賛助会員の獲得
- 等を重点事業とする。

## 第2 理事会及び評議員会の開催

暴追センターの重要議案を審議するため、令和元年5月及び7月並びに令和2年2月の年3回、理事会を開催し、令和元年6月に評議員会を開催する。

第3 事業計画及び推進要領

事業名	実施項目	事業内容
1. 暴力団追放啓発事業	(1) 暴力団追放県民大会の開催	<p>県民各層の暴力団排除意識の高揚を図るため、県内各地区・各職域等の暴力団排除組織及び協賛企業等の支援を受け、令和元年10月「第29回暴力団追放宮城県民大会」を県警察と合同で開催する。</p>
	(2) 広報啓発活動	<p>【ホームページによる広報】</p> <p>ホームページの内容の充実を図り、随時、事業活動や暴力団の情勢等について情報配信を行う。</p> <p>【各種メディアの活用】</p> <p>暴力相談事業、不当要求防止責任者講習等の事業内容を県民に周知するため、ポスター、チラシ等を作成するほか、新聞、市町村広報紙等の各種広報媒体を活用する。</p> <p>【公共交通機関を利用した広報】</p> <p>仙台市営バス及び宮城交通路線バスの中扉両面及び車内窓にステッカーを掲示するほか、両バス路線において車内放送を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ステッカー掲示 <ul style="list-style-type: none"> <li>仙台市営バス 80台</li> <li>宮城交通路線バス 45台</li> </ul> </li> <li>○ 車内放送 <ul style="list-style-type: none"> <li>仙台市営バス (仙台駅前等6停留所通過便全便)</li> <li>宮城交通路線バス (錦町1丁目等2停留所通過便全便)</li> </ul> </li> </ul> <p>【広報資料等の発行】</p> <p>広報紙「暴排みやぎ」、機関誌「暴追みやぎ」をはじめ、パンフレット、チラシ、小冊子等の広報啓発資料を配付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広報誌「暴排みやぎ」年1回発行</li> <li>○ 機関誌「暴追みやぎ」年2回発行</li> <li>○ ポスター 2種類</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ カレンダー</li> <li>○ 広報用グッズその他</li> </ul>
2. 組織活動支援事業	(1) 各地区暴力団追放対策協議会への支援	県内16地区の暴力団追放対策協議会の活動に対する支援の一環として、支援金の交付、各種資料の提供を行い、地域における暴力団排除意識の高揚に努める。
	(2) 各職域暴力団追放対策協議会への支援	県内22の職域暴力団追放対策協議会に対して、各職域の特性に応じた支援に配意し、講話の実施や各種資料の提供によって、暴力団等反社会的勢力の排除意識の普及高揚に努める。
3. 相談事業	(1) 無料出張相談所の開設	<p>県警察及び民暴委員会との連携により、県内4ヶ所で無料出張相談所を開設し、暴力団等からの不当要求等に関する相談に応じ、必要な対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出張相談所開設 年4回</li> </ul>
	(2) 常駐相談の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不当要求をはじめとした各種相談に対しては、事案に応じた的確な指導助言を行い、問題解決を図るほか、事業所等の暴力団排除に関する相談については、積極的な情報の提供等の支援を行う。</li> <li>○ 行政をはじめとした各相談受理機関との連携を密にし、暴力団等反社会的勢力に関する相談受理について指導助言を行う。</li> <li>○ 相談の内容に応じて、県警察や民暴委員会に相談案件を引き継ぎ、速やかに問題解決を図る。</li> </ul>
	(3) 民暴委員会との緊密な連携	<p>民暴委員会と緊密な連携のもと、事業に関して、弁護士からの指導、助言を受け、早期解決に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 民暴研究会 年4回</li> </ul>
4. 少年に対する暴力団の影響を排除する事業	(1) 研修会の開催	<p>県警察少年課と連携し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第38条に規定された少年指導委員に対し、少年に対する暴力団の影響を排除するための研修会を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 少年指導委員研修会 年1回</li> </ul>

	(2) 相談活動	<p>少年の暴力団への加入を阻止するための諸活動を実施するほか、暴力団の影響を受け又は受ける恐れがある少年からの相談受理及び相談に対する助言を行う。</p> <p>相談にあたっては、専門的な知識及び経験を持つ相談委員等が担当し、生活指導や助言を行い、必要により警察、少年院などの関係機関と連携して対応する。</p>
5. 暴力団離脱者支援対策事業	(1) 暴力団組織離脱者の更生支援	<p>暴力団からの離脱希望者に対する離脱支援及び離脱者の社会復帰を支援するため、暴力団離脱者社会復帰支援協議会及び各都道府県暴追センターとの連携によって、更生を目指す離脱者の支援や就職のための助言、援助等を行う。</p> <p>社会復帰支援活動の一環として、離脱者を雇用した前記協議会会員企業に対して、雇用給付金を支給する。</p> <p>○ 暴力団離脱者社会復帰支援協議会総会 年1回</p>
	(2) 矯正機関との連携	<p>暴力団離脱者等に対する社会復帰に向け、刑務所、少年院、保護観察所等の矯正機関との密接な連携を図り、個別指導等積極的な支援を行う。</p>
6. 事業者援助事業	(1) 不当要求防止責任者講習	<p>不当要求防止責任者に対する講習の実施に当たっては、県警察及び民暴委員会の支援のもと、不当要求等に適切な対応ができるよう、効果的な講習を実施する。</p> <p>○ 講習実施回数 24回 ○ 講習対象人員 約1,400名</p>
	(2) 講話等支援活動の実施	<p>事業所等からの研修会や各種大会等における暴力団情勢等に関する講話要請に対しては、積極的に対応し、時宜に適った情報を発信する。</p>
7. 救済事業		<p>暴力団員による不法行為の被害者に対し、被害の程度に応じた見舞金を支給するほか、被害者等による民事訴訟等の提起に対し、必要な貸付を行う。</p>

		<p>なお、適格センターとしての暴力団事務所使用差止に関する対象事案等に対しては、県警察及び民暴委員会と連携のうえ、適切に対応する。</p>
8. 研修事業	会議等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談委員・講習担当者研修会 4月</li> <li>○ CPPセミナー 5月</li> <li>○ 全国専務理事・事務局長研修会 9月</li> <li>○ 反社会的勢力対策セミナー 10月</li> <li>○ 民事介入暴力対策大分大会 11月</li> <li>○ 全国暴力追放運動中央大会 11月</li> </ul>

#### 第4 表彰

永年にわたり暴力団追放活動に多大な功労のあった団体、個人に対して、全国表彰上申と東北ブロック暴力団追放運動推進センター連絡協議会長及び東北管区警察局長連名表彰並びに暴追センター会長、県警察本部長の連名表彰を行う。

また、暴追センターの事業運営等に協力、支援された団体・個人に暴追センター会長から感謝状の贈呈を行う。

表彰等については、令和元年10月に開催予定の「第29回暴力団追放宮城県民大会」において、その功労等を賞揚する。

## 平成31年度事業推進計画表

	主 要 行 事	暴 力 団 体 追 放 事 業			受 託 事 業	そ の 他
		広 報 啓 発 活 動	暴 力 相 談 事 業	研 修 事 業 等		
4月		○ 広報誌「暴非みやぎ」発行		○ 相談委員・講習担当者研修会 (東京)	○ 責任者講習 1 回開催	
5月	○ 監事会計監査 ○ 東北ブロック暴追センター 連絡協議会総会 ○ 令和元年度第1回理事会	○ 暴非冊子配布		○ 民暴研究会 ○ CCPセミナー (東京)	○ 責任者講習 2 回開催	○ 各地区・各職域暴対 協總會
6月	○ 令和元年度定時評議員会	○ 暴非ポスター作成・配布		○ 少年指導委員研修会	○ 責任者講習 3 回開催	○ 各地区・各職域暴対 協總會 ○ 県民大会打合せ
7月	○ 令和元年度臨時理事会		○ 出張相談所開設 ○ 暴力団離脱者社会復帰支援 協議会総会		○ 責任者講習 3 回開催	○ 各地区・各職域暴対 協總會 ○ 県民大会打合せ
8月		○ 機関誌「暴追みやぎ」発行			○ 責任者講習 1 回開催	○ 各地区・各職域暴対 協總會 ○ 県民大会打合せ
9月			○ 出張相談所開設	○ 民暴研究会 ○ 全国専務理事・事務局長 研修会 (東京)	○ 責任者講習 3 回開催	○ 各地区・各職域暴対 協總會 ○ 県民大会打合せ
10月	○ 第29回暴力団追放宮城県民 大会				○ 責任者講習 2 回開催	○ 県民大会打合せ
11月	○ 全国暴力追放運動中央大会 (東京) ○ 民暴対策大分大会		○ 出張相談所開設		○ 責任者講習 3 回開催	
12月		○ カレンダー作成・配布	○ 出張相談所開設		○ 責任者講習 2 回開催	
1月		○ 機関誌「暴追みやぎ」発行		○ 民暴研究会	○ 責任者講習 2 回開催	
2月	○ 令和元年度第2回理事会				○ 責任者講習 1 回開催	
3月				○ 民暴研究会	○ 責任者講習 1 回開催	